

資産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第48条の規定に基づき、資産の管理に関し、必要な事項を定める。

(資産管理)

第2条 中央事務局は、特定非営利活動促進法第28条に基づき、初年度及び毎年度決算後の財産目録を作成し、保管するものとする。

2 資産の管理は、財政担当理事の担当とする。

(備品管理)

第3条 備品は、備品台帳により管理するものとする。

(分類区分)

第4条 資産の分類区分は、次のとおりとする。

- (1) 土地、建物等の不動産
- (2) 書籍戸棚、机、キャビネット等1点5万円以上の備品類
- (3) パソコン、ファクシミリ機等1点5万円以上の事務機器類
- (4) 預貯金等の流動資産
- (5) その他、本会が所有する資産

(備品及び消耗品の区分)

第5条 備品及び消耗品の区分は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数が1年以上で、1点単価が5万円以上のものは備品とする。
- (2) 耐用年数が1年未満のもの、又は1点単価が5万円未満のものは消耗品とする。

(減価償却)

第6条 資産の減価償却は、毎会計年度、法人税法に基づく定額法によるものとする。

(不動産、備品の決裁権者)

第7条 不動産、備品等の購入、売却及び廃棄に関する決裁権者は、次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の不動産、備品等は、理事会に諮るものとする。
- (2) 30万円以上100万円未満の備品等は、専務理事の決裁を得るものとする。
- (3) 30万円未満の備品等は、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(流動資産の決裁権者)

第8条 預貯金等流動資産の支出に関する決裁権者は、次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の支出については、専務理事の決裁を得るものとする。
- (2) 20万円以上100万円未満の支出については、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(3) 20万円未満の支出については、事務局長の決裁を得るものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、2014年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月23日から施行する。